

常陸大宮市障害者活躍推進計画

機関名	常陸大宮市
任命権者	常陸大宮市長 常陸大宮市教育委員会 常陸大宮市農業委員会 常陸大宮市議会議長
計画期間	令和2年度～令和6年度
常陸大宮市における障害者雇用に関する課題	常陸大宮市においては、市長部局、教育委員会等との合算により、法定雇用率を算出している。法定雇用率の見直し等に対応し、法定雇用率以上の障害者雇用を推進していく。
目標	
①採用に関する目標	当該年6月1日時点の法定雇用率以上  (評価方法) 毎年の任免状況通報により、把握・進捗管理を行う。
②定着に関する目標	不本意な離職を生じさせない。  (評価方法) 毎年の任免状況通報の時期に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理を行う。
取組内容	
①障害者の活躍を推進する体制整備	【組織面】 ○障害者雇用推進者として、総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員として、総務課職員の中から選任するとともに、組織内のサポート体制を整備する。 ○障害者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知する。 【人材面】 ○障害者職業相談員に選任された者(選任予定者を含む)について、必要に応じて、労働局が開催する公務部門向け障害者職業相談員資格認定講習を受講させる。
②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

<p>③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>○相談窓口での相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いに留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定しない。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定しない。</li> <li>・介助なしで業務遂行が可能といった条件を設定しない。</li> <li>・「就労支援機関に所属しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定しない。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施しない。</li> </ul>
<p>④その他</p>	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p> <p>○ハローワーク等の組織外の関係機関と連携体制を構築し、情報の共有を図る。</p>